

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第37号

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例(昭和32年静岡県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>414,800円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の100</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>415,600円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第21条において「特定幹部職員」という。)にあつては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</p>

に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000	459,900
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800	463,000
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700	466,000
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600	469,000
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000	472,000
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600	475,000
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200	478,000
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700	481,100
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100	483,800
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800	486,900
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400	489,900
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800	493,000
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700	495,700
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300	498,000
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100	500,300
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900	502,600
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400	504,600
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200	506,000
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000	507,500
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700	508,900
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300	510,100
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000	511,500
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600	513,000
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400	514,500
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900	515,600
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300	516,700
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800	517,900
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100	519,100
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300	520,100
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000	521,000
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700	521,900
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400	522,800
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900	523,600
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700	524,500
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400	525,200
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000	525,700
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300	526,400
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900	527,000
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400	527,800
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900	528,400
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400	528,900
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800	
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200	
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600	

	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100	478,300
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600	478,700
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100	479,100
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600	479,400
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900	
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200	
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600	
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000	
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200	
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500	
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700	
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100	
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300	
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500	
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700	
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100	
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	456,300	
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	456,500	
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	456,700	
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	457,100	
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800		
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100		
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600		
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	437,900		
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,200		
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	420,900	438,400		
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	438,600		
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	438,900		
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,200		
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,500		
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,700		
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	422,600	440,000		
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	422,900	440,300		
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	423,100	440,600		
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	423,300	440,800		
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	423,600	441,100		
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	423,900	441,400		
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	424,100	441,700		
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	424,300	441,900		
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	424,600			
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	424,900			
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	425,100			
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	425,300			
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	425,600			
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	425,900			
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	426,100			
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	426,300			
	94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200				
	95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600				

	96	304,700	328,500	354,800	386,400	418,000					
	97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,300					
	98	307,000	331,000	357,300	387,200	418,700					
	99	308,200	332,200	358,400	387,800	419,100					
	100	309,400	333,400	359,600	388,300	419,500					
	101	310,500	334,800	360,700	388,700	419,800					
	102	311,500	335,700	361,800	389,200						
	103	312,500	336,700	362,900	389,800						
	104	313,500	337,800	364,000	390,300						
	105	314,300	338,900	365,200	390,600						
	106	314,900	340,000	365,700	391,000						
	107	315,500	341,000	366,300	391,500						
	108	316,100	342,000	366,900	391,800						
	109	316,600	343,200	367,500	392,100						
	110	317,100	344,200	368,000	392,600						
	111	317,500	345,200	368,500	393,100						
	112	318,000	346,100	369,000	393,600						
	113	318,800	347,000	369,400	393,900						
	114	319,500	347,900	369,800	394,400						
	115	320,200	348,900	370,400	394,900						
	116	320,800	349,900	370,900	395,400						
	117	321,400	350,900	371,300	395,700						
	118	322,200	351,300	371,800	396,200						
	119	322,900	351,900	372,400	396,700						
	120	323,700	352,500	372,900	397,200						
	121	324,300	352,800	373,100	397,600						
	122	324,600	353,200	373,600	398,100						
	123	325,100	353,700	374,100	398,500						
	124	325,600	354,100	374,500	399,000						
	125	325,900	354,500	375,000	399,400						
	126			375,500							
	127			376,000							
	128			376,500							
	129			376,800							
	130			377,300							
	131			377,800							
	132			378,300							
	133			378,600							
	134			379,100							
	135			379,500							
	136			379,900							
	137			380,200							
	138			380,700							
	139			381,200							
	140			381,700							
	141			382,000							
定年前再任用短時間勤		基準 給料月額 円									
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900	453,100

第2条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第17条第2項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第22条の2において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(i) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>75,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>75,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当</p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等</u>手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第17条第2項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第22条の2において同じ。）を除いたものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(i) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>80,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>80,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当</p>

該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円））

(表略)

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）

- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。） 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が75,000円を

該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあつては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円））

(表略)

- (3) 前項第2号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場（人事委員会規則で定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする職員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が80,000円を超えるときは、80,000円）

- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。） 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が80,000円を

超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

- (5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(6) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額(その額が75,000円を超えるときは、75,000円)」とあるのは「加算した額(その額が75,000円を超えるときは、75,000円)から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 (略)

(単身赴任手当)

超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

- (5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が80,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、80,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(6) (略)

- 3 第11条の11第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額(その額が80,000円を超えるときは、80,000円)」とあるのは「加算した額(その額が80,000円を超えるときは、80,000円)から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 (略)

(単身赴任手当)

第11条の10 (略)

(特殊勤務手当)

第12条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 (略)

2 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、初任給調整手当、特殊勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)又は特地勤務手当の支給対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第20条 (略)

第11条の10 (略)

(在宅勤務等手当)

第11条の11 住居その他これに準ずるものとし

て人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(特殊勤務手当)

第12条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 (略)

2 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。ただし、初任給調整手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)又は特地勤務手当の支給対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第21条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第21条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員

<p>の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（静岡県地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から、第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和5年12月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。